

みえの土地改良

発行所 ● 三重県土地改良事業団体連合会 ● 津市広明町330 TEL059-226-4824



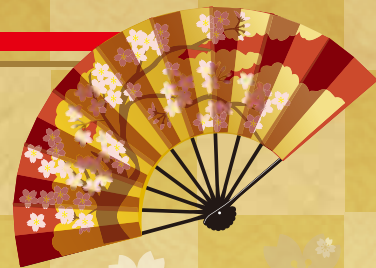
みどり
水土里ネット

夢ある農村づくり

みどり
水土里ネット みえ

新年のご挨拶	水土里ネットみえ会長 末松則子	2
新年のご挨拶	全国土地改良団体連合会会長 二階俊博	3
新年のご挨拶	全国水土里ネット会長会議顧問 参議院議員 進藤金日子	4
新年のご挨拶	全国水土里ネット会長会議顧問 参議院議員 宮崎雅夫	5
新年のご挨拶	東海農政局局長 秋葉一彦	6
新年のご挨拶	三重県農林水産部部長 中野敦子	7
	令和7年度農業農村整備事業関係予算について	8
	農業農村整備事業に関する意見交換会（キャラバン）開催されました	13
	令和7年度農業農村整備事業関連予算確保を要請しました	14
	「農業農村整備の集い」が開催されました	17
	第46回全国土地改良大会 千葉大会が開催されました	18
	令和6年度土地改良区体制強化事業技術実践向上研修会開催	19
	令和6年度統合整備推進研修（会計研修）開催	20
	令和6年度統合整備推進研修（基礎研修）開催	21
	「みえ水土里ネット女性の会」農業農村整備事業現地研修会が開催されました	22
	三重の土地改良アラカルト	24
	こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です	25
	多面的機能支払（農地・水・環境保全向上対策）の紹介	26
	事務局だより／支部活動報告	28





新年のご挨拶

みどり
水土里ネットみえ（三重県土地改良事業団体連合会）

会長 末松 則子

明けましておめでとうございます。

会員並びに関係者の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、土地改良事業の円滑な推進に多大なるご尽力をいただくとともに本会の運営に対し、格別なご理解・ご支援を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

昨年は能登半島地震をはじめ全国各地で豪雨災害が発生し、県内でも津・松阪管内で8月の台風10号による記録的な豪雨により甚大な被害が発生しました。改めて被害を受けられた方々に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、農業農村の取り巻く情勢は、不安定な国際情勢、物価高騰など厳しい状況が続いています。加えて、頻発する大規模な自然災害や異常気象などにより食料安全保障の確保が大変重要さを増してきております。

農業農村地域では、農業従事者の高齢化、担い手の減少が顕著で、さらに農業生産の基礎となる用排水施設の老朽化が進み、維持管理のみならず農業用水の確保・安定供給・農地の排水不良など営農に対して支障が生じるなど多くの課題に直面しております。

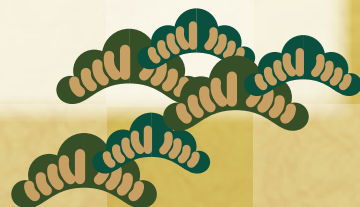
これらを踏まえ、農業生産基盤を維持し、農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業とするためには、農地の集積・集約化、大区画化、汎用化等の農地の再整備や将来を見越した適時適切な農業水利施設等の維持・更新を確実に進めなければなりません。

このような状況のなか、農政の根幹である改正食料・農業・農村基本法が昨年6月に公布・施行され、農業生産基盤の保全に必要な施策を講じることが明記され、国でも農業インフラの保全管理に関する法制度と連携して取り組み、本年度から初動の5年間で集中的に進めることを発表しており、それに伴い土地改良法の見直しも進んでいます。見直し案では、地域での生産性の高い農業ができるような農地の集積・集約化などの環境整備を行い、スマート農業をはじめとした新技術の導入や新品種への移行などによる生産性の向上、農業インフラでのICT導入による作業の効率化が盛り込まれています。今後は、地域でのリーダー的な役割である土地改良区が更なる運営基盤強化を図り、存在価値をますます高め、地域農業の活性化に一役を担うことが期待されています。

また、土地改良区においても多様性を尊重する男女共同参画の取組みを推進することが多角的な視点による運営に繋がるとして、「第5次男女共同参画基本計画」で令和7年度末までに理事の占める女性の割合10%の成果目標が掲げられています。昨年10月に「みえ水土里ネット女性の会 農業農村整備事業現地研修会」を「東海ブロック水土里ネット女性理事等意見交換会」と併催し、東海三県の女性役職員の皆さまと活発で有意義な意見交換を行いました。今後もこのような機会を設けながら、土地改良区における女性理事登用に向けて支援を継続するとともに組織の体制強化に向けて、積極的に取り組んでまいります。

水土里ネットみえは、皆様の付託にお応えできるよう、適正な業務運営に努め、関係機関との連携を密にしながら、役職員一丸となって「国の礎」である農業の持続的な発展と力強く安定した農業農村の実現に向けて積極的に取り組むとともに、今後も更なる意識の醸成を図って、目標達成に向けた取組みを進めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本年は巳年です。巳は脱皮を繰り返して成長し、生命力の強さから、「再生」「復活」の象徴で、縁起が良いとされています。会員の皆さまがどんな困難に直面しても萎縮することもなく、新たな挑戦の機会として受け入れ、充実した1年になることを祈念しまして、新年の挨拶とさせていただきます。



新年にあたって

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博



令和7年の年頭に当たり、全国の土地改良事業に携わっておられる皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は、年始めの1月1日に石川県能登地方を震源とした震度7の大地震が発生し、能登半島を中心に甚大な被害が発生するとともに、9月には記録的な豪雨により奥能登ではさらに被害が増し、能登半島は未だ復旧、復興の途にあります。

また、全国各地で記録的な豪雨が相次ぎ、大きな被害が発生しました。被害を受けられた地域の一日も早い復旧・復興を祈念するとともに、我々土地改良団体も団結して被災地の支援に取り組んでいかなければなりません。

さて、令和7年の干支は乙巳(きのとみ)であります。努力を重ね、物事を安定させていくという意味合いを持ち、これまでの努力や準備が実を結び始める時期とされています。これまで我々土地改良関係者が積み重ねてきた様々な努力が実を結ぶ年となることを強く祈念するところです。

昨年、食料・農業・農村基本法が改正され、「食料安全保障の強化」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな柱に位置付けられました。令和7年度農林水産関係予算は、農業の持続的な発展、農村の振興等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の5年間で集中的に実行するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進するための予算となっており、農業農村整備事業関係予算においては4464億円が確保され、令和6年度補正予算を加えると6500億円となります。皆様の熱意ある要請活動と農林水産省をはじめとする関係各位の御尽力に厚く御礼を申し上げます。

第5次男女共同参画基本計画及び土地改良長期計画において、令和7年度までに女性理事が登用されていない土地改良区及び土地改良区連合をゼロに、併せて女性理事の割合を10%以上とすることが成果目標に設定されており、いよいよ最終年度を迎えました。皆様の御理解をいただき着実に女性理事の登用が進められてきたところですが、目標達成に向け、更なる取組をお願いしたいと思います。将来の土地改良団体の体制強化と発展には女性の力は必要不可欠です。女性が活躍できる環境づくりに関係各位の一層の御理解と御協力をお願いします。

そして、本年は我々の職域の代表である宮崎雅夫さんの勝負の年ともなります。

もう一人の代表である進藤金日子さんと共に全国津々浦々の現場を回り、皆さんの声を聞き、現場が直面している課題解決の処方箋を国の政策に反映させるよう奮闘しておられます。二人体制の重要性を十分に御理解いただき、皆さんの声を国会に届けるためにお二人の活動の支援をお願いします。

「農業農村の振興」を果たすためには、限りなく闘い続けていかなければなりません。「闘う土地改良」を旗印として組織一体となって更なる闘いを続けていこうではありませんか。

輝かしい年の初めに当たり、本年も皆様の地域の農業・農村が活力を得て、一層発展するよう御期待申し上げますとともに、様々な不安が払拭され、本年が全国の皆様にとって良き年であり、日々健やかに過ごされますよう御祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員

進藤 金日子



三重県土地改良事業団体連合会の皆様には、平素よりお世話になっております。

昨年は元日に能登半島地震、8月に宮崎県沖地震が発生し、南海トラフ地震の発生可能性が高まり、巨大地震注意臨時情報が発表されました。改めて地震大国日本を感じ、国土の防災・減災、国土強靱化を進めていく必要性を痛感した1年となりました。

昨年6月には食料・農業・農村基本法が改正され、初動の5年間を「農業構造転換集中対策期間」として農業政策の再構築を図ることとしており、本年は初動一年目の重要な年となります。

また、私は一昨年の12月14日から約11ヶ月間、財務大臣政務官を務め、国の財政について日常的に接する機会を得ました。国家財政の観点からも我が国の将来像を考えていく必要があります。

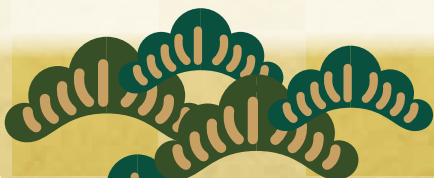
さて、現在の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策は、計画期間が令和3～7年度、事業規模は概ね15兆円程度となっています。現在、次期対策の国土強靱化実施中期計画の検討が進められていますが、この計画に土地改良について「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」や「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」等を位置付け、事業規模も現対策以上の規模を確保する必要があります。

次に農政については、本年3月までに食料・農業・農村基本計画が策定されます。政府の方針は、「輸入依存度の高い麦・大豆の増産、水田政策を見直す取組、輸出の抜本拡大を図る取組等について効果的な政策を基本計画に盛り込む」（令和6年8月27日、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」）ことであり、今後、具体的な検討が進められます。

食料安全保障の確保のためには、食料自給力の強化が不可欠で、①土地改良対策、②担い手対策、③試験・研究、普及・生産対策をパッケージで実施することが必要です。このうち、土地改良については、令和6年度補正予算の2,037億円と令和7年度当初予算政府原案の4,464億円を加え、6,500億円の予算を確保しました。この予算を活用して対策を進めていく必要があります。

最後に我が国財政を見てみます。令和6年度末の公債残高は、特例公債（いわゆる赤字国債）残高が803兆円、建設公債残高が298兆円で1,105兆円となる見込みです。この15年間に公債残高はほぼ倍増し、赤字国債は2.26倍、建設公債は1.25倍となっています。建設国債は社会資本ストックを後世代に残すことから、後世代に負担を求めることが可能ですが、赤字国債の負担を求めることは困難です。デフレから完全脱却して経済成長を促し、将来にわたり税収を増やして財政の健全化を図り、後世代の負担を軽減し、政策選択の自由度を確保することが重要です。

農政や国土強靱化、我が国経済の転換の節目である令和7年のはじめにあたり、決意新たに農業農村の振興、国家の発展に向けまい進していきたいと考えています。同志の宮崎雅夫議員共々皆様からのご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げるとともに、三重県土地改良事業団体連合会の一層のご発展とご繁栄をお祈りいたします。





新年のご挨拶

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員

宮崎 雅夫



三重県土地改良事業団体連合会ならびに会員各位、関係の皆様方におかれましては、日頃より地域の重要な資源である水と土を守り、地域農業の発展や農山村の活性化に向け、土地改良事業の円滑な推進や施設の適切な管理にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表しますとともに、私、宮崎雅夫の国政活動に多大なるご支援とご指導を賜り衷心より感謝申し上げます。

また、昨年も能登半島地震をはじめ、全国各地で甚大な災害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常生活を取り戻して頂けるよう、復旧・復興に最大限の努力をしております。

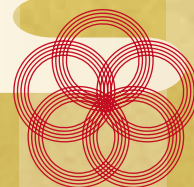
さて、昨年は、社会情勢の不安定化等に起因し、食料や資材価格等が高騰するとともに、全国的に食料供給に対する懸念も広がった1年でした。食料は、生命維持に不可欠なものであり、どのような事態が生じたとしても安定的に確保することが国の責務であります。このような状況に対応するため、四半世紀ぶりに「食料・農業農村基本法」を大幅に改正しました。

私も皆様方から多くのご支援をいただきながら、現場でお聞きした皆様のお声やご要望等に対し、それぞれの状況に即して、国政の場から全力で対応してまいりました。土地改良関係の令和6年度補正予算では、昨年度の補正予算から260億円増の2,037億円を確保できました。加えて、12月に閣議決定した令和7年度当初予算案では、前年度を上回る4,464億円が計上され、補正予算と合わせて総額6,500億円を確保することができました。皆様方のご尽力に感謝申し上げますとともに、次期通常国会において、早期成立に向け努力してまいります。

また、改正基本法に沿って、土地改良法を始めとする関係法令等の新設・改正を行うこととしています。特に、本年は改正基本法を実効あるものとしていく「農業構造転換集中対策期間」5ヶ年がスタートする年であり、より良い施策展開のためには、現地課題等を十分に把握し、それに対応したものとなるよう全力で対応してまいります。

本年は私にとって節目の年となりますが、引き続き「食・土地改良・農山漁村は未来への礎」を基本理念として、皆様のお声を国政に届け、必要な予算の確保と現場の実情に即した制度の充実に向け、誠心誠意努力してまいりますので、引き続きのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、三重県土地改良事業団体連合会ならびに会員各位、関係の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げます。





新年のご挨拶

東海農政局

局長 秋葉 一彦



新年あけましておめでとうございます。水土里ネットみえ会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

我が国の農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、先の通常国会において、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が改正・施行されました。

現在、農林水産省では、改正基本法の理念を実現するため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、食料・農業・農村基本計画の改定に取り組んでいるところです。

本改正法は、基本法が制定されてから四半世紀が経過する中で、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと関連する基本的施策等を定めています。

この新たな基本法では、農村の人口の減少その他の農村を巡る情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されるよう農村の振興を図る旨が第6条に明記されたほか、第44条「農地の保全に資する共同活動の促進」等の新たな条文が盛り込まれています。

特に第29条においては、災害の頻発化・激甚化や施設の老朽化が進行する中でも農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産基盤の整備に加え保全を位置付けたところであり、併せて、先端的な生産方式との適合に配慮した農地の区画拡大、水田の汎用化・畑地化等の必要な施策を講じていくこととしています。

土地改良関係については、従来からの土地改良事業の促進に加え、農村人口の減少等に対応して、基幹的な農業水利施設について申請がなくても計画的な更新等が行われるよう手続を簡素化すること、地域の農業水利施設等の適切な保全を継続するため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進することなどについて、土地改良法制の見直しを進めています。

また、災害の激甚化・頻発化が顕著となる中、昨年も農地・農業水利施設等に甚大な被害が生じました。一日も早い復旧を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策を更に強力に推進していきます。

結びに、水土里ネットみえの益々の御発展とともに、本年が皆様にとって幸多き年となりますよう心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

三重県農林水産部

部長 中野 敦子



新年、あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は本県農政、とりわけ農業農村整備の推進に、格別のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

農業および農村は、県民の皆さまに安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全や災害の防止、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能を有しており、本県の持続的な発展を支える基盤たる役割を果たしています。

国内では、人口減少局面を迎え、生産者の減少・高齢化も進む中、将来にわたって持続可能で強固な農業生産基盤を構築することが急務となっており、このような情勢の変化を踏まえ、1999年の制定から四半世紀を経て、初めて「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年（2024年）6月に施行されました。

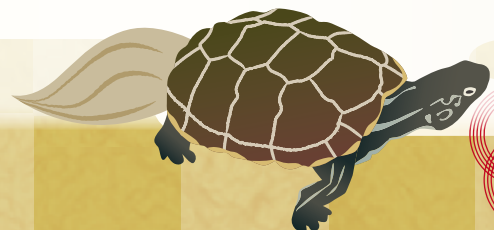
県では、農業を持続的な産業として発展させるため、安定的な生産体制の整備、県内外や国外への販売促進、品質向上や省力化につながるスマート技術等の導入に加え、豊かな自然などの地域資源を生かした農村地域の活力向上に取り組んでいます。

とりわけ、農業農村整備においては、令和2年に策定した「三重県農業農村整備計画」について、これまでの成果や課題の検証を行うとともに、「食料・農業・農村基本法」の改正の方向性などを踏まえ、計画の見直しを進めているところであり、食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化、安心して暮らせるための農村づくり、多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興を見直しの視点とし、農業農村整備施策を進めることとしています。

さらに、農村に人々が住み続けられるよう、生活環境の整備や防災・減災対策等を総合的に推進するとともに、農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組についても、引き続き進めてまいります。

本年も土地改良区や市町の皆さまとの連携をより深めながら、元気で活力ある農業・農村をめざしてまいりますので、会員の皆さまのさらなるご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、水土里ネットみえの益々のご発展と会員の皆さまのご健勝、ご多幸を祈念し、新年のご挨拶といたします。



令和7年度

農業農村整備事業関係予算について

令和6年度補正予算が昨年12月17日に参議院本会議で可決し、成立しました。

引き続き、令和7年度政府予算案が昨年12月27日に閣議決定され、農林水産省から公表されました。

○土地改良関係予算の令和7年度当初予算は、前年度から1億円増の4,464億円。

○また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等対策及び食料安全保障対策として、令和6年度補正予算において2,037億円を計上し、これらの総額は6,500億円。

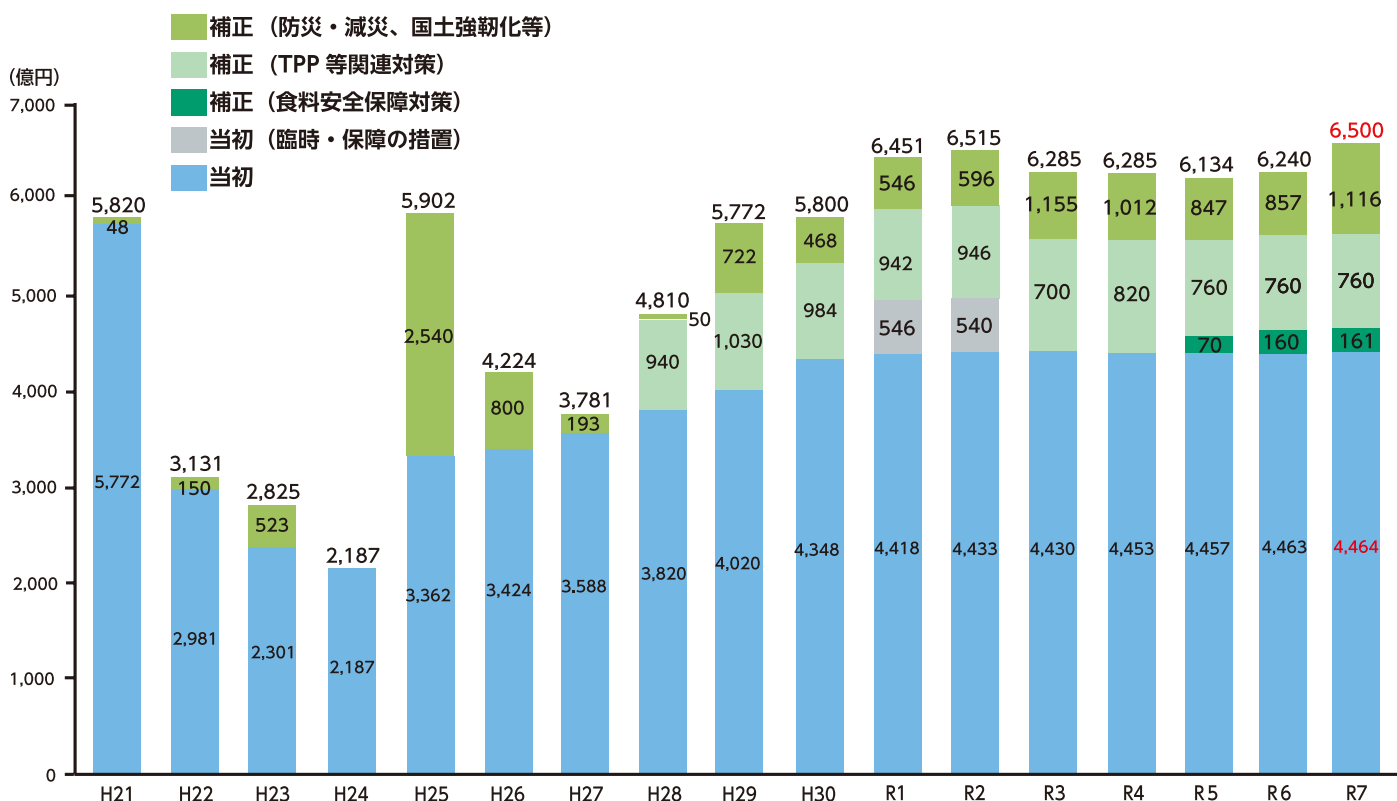
令和7年度予算等

(単位：億円)

	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算 A	令和6年度 補正予算 B	合計 A+B
農業農村整備事業（公共）	3,326	3,331 <100.2%>	2,037	5,368
農業農村整備関連事業（非公共） （農地耕作条件改善事集、畑作等促進整備事業、 農業水路等長寿命化・防災減災事業、 農山漁村振興交付金）	548	548 <100.0%>	—	548
農山漁村地域整備交付金（公共） （農業農村整備分）	588	584 <99.3%>	—	584
計	4,463	4,464 <100.0%>	2,037	6,500

注1：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業関連予算の推移



※令和6年度補正予算における食料安全保障対策は、161億円とTPP等関連対策との重複300億円を計上。

農業農村整備関係事業／令和7年度 新規・拡充概要（柱別）

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

農地中間管理機構関連農地整備事業 **法改正**

- ・実施主体に市町村を追加するほか、対象地域に農地中間管理機構の所有農地を追加
- ・麦・大豆等への作付転換を推進するため、新たな事業要件を設定
(受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等）)

農業競争力強化農地整備事業

- ・大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の省力化整備計画を策定する場合には、事業実施計画の策定期間を2年以内（通常1年以内）に延長するとともに定額助成（上限2500万円（通常は定率50%））

国営農用地再編整備事業

- ・畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「耕畜連携促進型」を創設

草地畜産基盤整備事業（草地整備利用促進事業）

- ・地域の実情に応じた飼料基盤整備を加速化するため、実施主体に市町村等を追加するほか、申請書類を簡素化（受益面積7ha以上）

農地耕作条件改善事業（非公共）

- ・地域計画区域内において、整備済農地の縁辺地に点在する未整備農地（5ha未満）を対象に農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を担い手に集積する場合等には事業費の最大12.5%を交付する「機構集積推進費」を措置

- ・地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施できるよう、事業メニューを再編

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）（非公共）

- ・RTK-GNSS基準局※の単独整備を可能に※位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの
- ・土地改良区が整備する情報通信施設について、員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 **法改正**

農業生産の基盤の保全管理

基幹的農業水利施設の計画的な更新を推進するため、国等の発意により更新事業を実施できるよう法改正予定 **法改正**

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

- ・突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」を創設

水利施設管理強化事業

- ・「水土里ビジョン」※に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設 **法改正**

(補助率約19%（実質）→25%)

- ・①濁水・高温対策のポンプの設置・運転経費や、②特定外来生物による施設への被害予防に係る経費を補助対象に追加

土地改良施設維持管理適正化事業 **法改正**

- ・整備補修事業のうち「水土里ビジョン」※に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ（補助率30%→40%）

※土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施

土地改良区機能強化支援事業 **法改正**

- ・土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」※の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」を創設 ※「土地改良区体制強化事業」は廃止

国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）

- ・畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、末端面積要件を緩和（畑100ha→20ha）

*「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称

防災・減災、国土強靱化

（再掲）土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

国営総合農地防災事業・国営かんがい排水事業

- ・将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、国営事業の豪雨対策の整備水準の規定※を見直し※現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」を排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し

国営かんがい排水事業・水利施設整備事業（流域治水対策事業（型））

- ・流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業（型）」を創設

国営総合農地防災事業

- ・防災重点農業用ため池の整備を加速化するため、実施要件を見直し（末端面積要件20haに代えて、施設規模要件（貯水量5千m³）を新たに設定等）

農村地域防災減災事業

- ・頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、代替水源の整備が可能であることを明確化

農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

（農業用ため池）

- ・災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化

- ・防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、ため池サポートセンター等が行う活動への支援について、定率助成上限額を引上げ（2千万円→4千万円）

（農道施設）

- ・令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「農道施設整備」を追加

（集落排水施設）

- ・合併処理浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能に

主な新規・拡充事項			
	事業概要	令和7年度拡充のポイント	
農地整備	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】2/3、促進費は50% (中山間55%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「耕畜連携促進型」を創設 ・大区画化に伴う大型機械の導入に対応できるよう、区画整理受益地と錯そう・隣接しない場合の農道整備について、整備延長を拡大（総事業費の10%に相当する額の範囲内で、条件を満たせば1,000m以上も可能に）
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農業競争力強化農地整備事業 20ha(中山間10ha)以上の農地整備 【国費率】50%(中山間55%) 30ha(中山間15ha)以上の草地整備 【国費率】50% 	(実施計画等策定事業) ・大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の省力化整備計画を策定する場合には、計画期間を2年以内(通常1年以内)にするとともに定額助成(上限2500万円(通常は定率50%)) (草地畜産基盤整備事業) ・地域の実情に応じた飼料基盤整備を行う場合に、実施主体に市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会を追加するほか、申請書類を簡素化(受益面積7ha以上)
		<ul style="list-style-type: none"> ●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha(中山間5ha)以上の農地整備 【国費率】50%(中山間55%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体に市町村を追加(市町村実施の場合は受益面積5ha以上に緩和)するほか、事業対象地域に農地中間管理機構の所有農地を追加 ・麦・大豆等への作付転換を推進するため、新たな事業要件を設定(受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等(これまでの要件は販売額20%以上向上等))
		<ul style="list-style-type: none"> ●農地耕作条件改善事業(非公共) 農地整備【国費率】50%(中山間55%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画区域内において、整備済農地の縁辺地に点在する未整備農地を対象に、農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を担い手に集積する場合等には、事業費の最大12.5%を交付する「機構集積推進費」を措置(5ha未満の農地を対象) ・地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施できるよう、事業メニューを再編
農業水利	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha(畑1,000ha)、特別型500ha(畑100ha)以上 【国費率】2/3、基幹施設70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨対策に係る整備水準の規定を現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」から、排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し(流域治水対策事業)※洪水調節機能強化事業は廃止 ・流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業」を創設 (低炭素農業水利システム構築事業) ・畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、末端面積要件を緩和(畑100ha→20ha) (一体的に行う地域防災対策・豪雨災害対策) ・国営事業で整備する施設の末端(100ha)からおおむね1km以内に存在し、施設の損壊、機能停止等が発生した場合に人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある施設については、末端支配面積が20ha以上の施設であれば一体的に整備することを可能に
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】(直轄)2/3、基幹施設型70%、(補助)50% 	(土地改良施設事故防止事業) ・突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」を創設
農業水利	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●水利施設整備事業 200ha(畑100ha)以上の水利施設整備 【国費率】50%(中山間55%) 	(流域治水対策型)※洪水調節機能強化型のうち洪水対策型は廃止、流域治水推進型は名称変更 ・流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策型」を創設
		<ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%(中山間55%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の維持管理を効率化・合理化していくため、「土地利用調整(田寄せ・畑寄せ)」の費用を補助対象メニューに追加
農地防災	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%、 	(防災重点農業用ため池緊急整備型) ・防災重点農業用ため池の整備を加速化させるため、地域要件(過去に国営事業を実施した地域であること)を廃止するとともに、末端面積要件(20ha)に代えて施設規模要件(貯水量5千m ³)を新たに設定 ・豪雨災害対策、耐震化対策のみならず劣化対策に係る防災工事も可能である旨を明確化

		主な新規・拡充事項	
		事業概要	令和7年度拡充のポイント
農地防災	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70% 	(豪雨災害対策型) ・将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨対策に係る整備水準の規定を、現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」から、排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50% (大規模、中山間、緊急性の高いため池55%) ●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50%(中山間55%)、 ため池廃止は定額(上限あり) 	(農業用河川工作物等応急対策事業) ・頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、代替水源の整備が可能であることを明確化 (地域防災機能増進事業) ・①複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能にするとともに、②浸水対策について、排水施設のみならず用水施設も対象となることを明確化 ・災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化 ・防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、ため池サポートセンター等が行う活動への支援について、定率助成上限額を引上げ(2千万円→4千万円)
農村整備	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%(中山間55%) 	(農道施設) ・令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「農道施設整備」を追加 (集落排水施設) ・令和6年能登半島地震等を踏まえ、合併処理浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能に
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」(非公共) 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%(中山間55%)、調査計画は定額 	・RTK-GNSS基準局 [*] の単独整備を可能に ※位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの ・無線基地局の設置が困難な地域でICTを活用するため、非地上系ネットワークと各種無線通信との適応可能性を調査する「先進的情報通信環境整備型」を創設 ・土地改良区が整備する情報通信施設について、員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査する「土地改良区運営基盤強化型」を創設
施設管理	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●水利施設管理強化事業 国造施設・国造附帯施設について、 ・用水施設管理費の0.6/1.6 ・排水施設及び治水協定ダム等管理費の0.75/1.75を助成【国費率】50% 	「連携保全型」 ・「水土里ビジョン」に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設(補助率25%) 「一般型」 ・補助対象となる施設管理者に市町村を追加 「特別型」 ・①濁水・高温対策のポンプの設置・運転経費や、②特定外来生物による施設への被害予防に係る経費を補助対象に追加
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50% 	・整備補修事業のうち「水土里ビジョン」に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ(補助率30%→40%) ※土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●土地改良区機能強化支援事業 ※土地改良区体制強化事業は廃止 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額 	・土地改良施設の保全管理を担う土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導や、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」を創設

*「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称

土地改良法の見直しについて

新たな食料・農業・農村基本法の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、目的規定を見直すことを含め、土地改良法が見直されております。

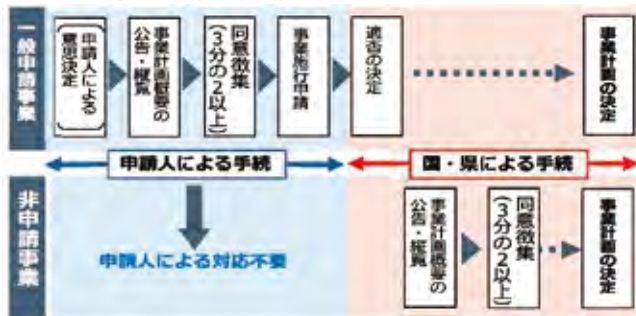
1. 基幹施設の計画的な更新に関する措置

- ✓ 国等の発意による基幹施設の更新（非申請事業の拡充）
基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施も可能とする。**

2. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置

- ✓ 水土里ビジョンの策定
農業水利施設等の保全等に地域の関係者が連携して取り組めるよう、**関係者が議論する枠組み**を設け、**関係者が連携して保全に取り組む計画（水土里ビジョン）**を土地改良区が策定できる仕組みを設ける。

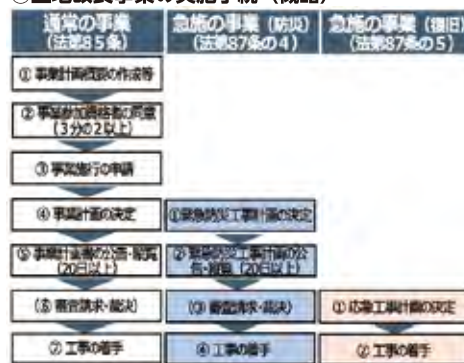
○土地改良事業の実施手続（概略）



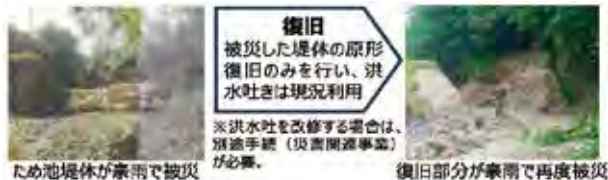
3. 防災・減災、国土強靱化のための措置

- ✓ 災害復旧に併せて災害関連事業を行う場合の手続の簡素化
再度の施設被害に迅速に備えることができるよう、**災害関連事業**についても**急施の事業（復旧）の手続により実施**できることとする。
- ✓ 突発事故と類似の被害を未然に防止する対策
突発事故被害に係る**急施の事業（復旧）**に当たっては、**復旧と併せて類似の被害を防止する対策も実施**できることとする。
- ✓ 重大事故の予兆となる事故の対策
漏水等の事故により損壊が生じるおそれがある**農業水利施設の補強等の工事**や**代替施設の新設**を**急施の事業（防災）**において**実施**できることとする。

○土地改良事業の実施手続（概略）



○農業水利施設における再度災害の例



○突発事故被害の事例（パイプライン）



○重大事故の予兆



4. スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備に関する措置

- ✓ 情報通信基盤の整備
土地改良区が情報通信基盤の整備を実施できることとする（**附帯事業の拡充**）。
- ✓ 農地中間管理機構関連事業の拡充
農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、**農地中間管理機構が所有する農用地も事業の対象に追加**する。

○ほ場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS 基準局）の整備



5. その他の所要の措置

- (1) 土地改良区の体制及び運営に関する措置
 - ・理事の構成の見直し（年齢及び性別への配慮）
 - ・総会議決の見直し（オンライン総会の開催）
 - ・施設管理准組合員の拡大
 - ・土地改良区連合の解散時における手続の簡素化
 - ・休眠土地改良区の解散の手続の見直し
- (2) 土地改良事業の適正な実施を確保するための措置
 - ・土地改良事業計画の変更・廃止に係る手続の見直し
 - ・国営土地改良事業の施行申請に係る県経由の廃止
 - ・政令指定都市における土地改良法に係る手続の見直し

○外出制限下における総会開催の様子



※土地改良区の総会（総代会）が成立するには、最低でも**議長と議事録記名人（2名以上）の合計3名以上の出席**が必要。

農業農村整備事業に関する意見交換会(キャラバン)が開催されました



意見交換会の様子

去る10月2日(水)にアストプラザ研修室Aにおいて、農林水産省による「農業農村整備事業に関する意見交換会(キャラバン)」が開催され、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農泊推進室 東崇史農泊推進室長、同省 整備部 土地改良企画課 中西大介課長補佐、同省東海農政局農村振興部 實井正樹部長ほか局幹部職員、三重県農林水産部湯浅次長ほか幹部職員、三重県土地改良事業団体連合会藤本専務理事ほか 幹部職員、総勢38名が出席し開催されました。

まず、農林水産省の東農泊推進室長と中西課長補佐から令和7年度概算要求の概要、次期食料・農業・農村基本計画にかかる今後の審議の進め方、土地改良法の見直しの方向について等の土地改良事業に関わる様々な国の施策等の情報提供がありました。

引き続き、意見交換会に移り、農林水産省から東農泊推進室長と中西課長補佐、同省東海農政局から實井部長と澤田地方参事官他、三重県から湯浅農林水産部次長他、本会から藤本専務理事他関係者総勢15名で行われました。

スマート農業技術に対応した基盤整備事業の拡充や新たな制度の創設、多面的機能支払・中山間地域等直接支払に係る新たな加算措置の創設、土地改良区の女性理事登用に関する支援制度の創設など様々な意見・要望などが出され、その都度活発な意見交換がなされました。



意見を述べる藤本専務理事



意見を述べる伊藤農業基盤整備課長



意見を述べる森島農地調整課長



意見を述べる川嶋農山漁村づくり課長

令和7年度

農業農村整備事業関係予算確保等を要請しました

本会 末松則子会長は、令和7年度農業農村整備事業関係予算確保等を求め、農林水産省、財務省並びに関係機関、県議会に対して、要請活動を行いました。

○10月3日(木)に三重県農林水産部 農業基盤整備・
獣害担当の幹部の方々に対し、要請活動を行いました。

【要請先】

三重県 農林水産部	部 長	中野 敦子
	副部長	山添 達也
農業基盤整備・獣害担当	次 長	湯浅 豊司
農業基盤整備課	課 長	伊藤 知昭
	副課長	梅村 竜也
農山漁村づくり課	課 長	川嶋 浩司
農地調整課	課 長	森島 武久
獣害対策課	課 長	三浪 正人

【要請者】

三重県土地改良事業団体連合会
 会 長 末松 則子(鈴鹿市長)
 副会長 辻村 修一(玉城町長)
 専務理事 藤本 隆治(学識経験者)
 理 事 水谷 隆(神田土地改良区理事長)
 理 事 田村 宗博(中勢用水土地改良区理事長)
 理 事 久保 行男(多気町長)
 理 事 奥山 伊助(宮川用水土地改良区理事長)
 理 事 吉田 具示(阿山町土地改良区理事長)
 理 事 大畑 覚(御浜町長)
 代表監事 藤谷 克彦(札場土地改良区理事長)
 監 事 野呂 政夫(朝見上土地改良区理事長)



要請書を中野部長へ渡す末松会長



県幹部の皆さまと本会役員との記念撮影

○11月8日(金)に東海農政局へ藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。

【要請先】

東海農政局	局 長	秋葉 一彦
農村振興部	部 長	實井正樹(さねいまさき)



秋葉局長へ要請



要請書をもとに意見交換

○11月12日(火)～13日(水)に県内選出の田村衆議院議員、川崎衆議院議員、鈴木衆議院議員の同行のもと、農林水産省、財務省、関係国会議員並びに全国水土里ネットへ要請活動を行いました。

【要請先】

農林水産省	農村振興局	局長	前島 明成
農林水産省	農村振興局	局次長	青山 健治
農林水産省	農村振興局	整備部長	緒方 和之
財務省	主計局	局長	宇波 弘貴
全国水土里ネット	事務局	局長	宮瀬 浩
		総務部長	別当 琢



前島農村振興局長への要請



要請書をもとに意見交換



青山農村振興局次長への要請



要請書をもとに意見交換



緒方農村振興局整備部長への要請



要請書をもとに意見交換



宇波主計局長への要請



要請書をもとに意見交換



山本佐知子参議院議員への要請



全国水土里ネット宮瀬事務局長、別当総務部長への要請

●要請した内容

農業・農村の持続的な発展のため、令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算において、能登半島地震の教訓や資材価格の高騰、賃金水準の上昇をふまえ、地域の要望に十分応えられる**農業農村整備事業予算を確保**すること。

また、防災重点農業用ため池の防災工事や農村地域における排水機場の耐震化・長寿命化など、防災・減災、国土強靱化を強力かつ計画的に進めるため、**必要かつ十分な予算を確保**するとともに、改正国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内に策定し、5か年加速化対策完了後も**切れ目なく継続的・安定的に国土強靱化を推進**できるよう、**必要な予算・財源を別枠で確保**すること。

農業生産基盤である農地や農業水利施設等は、食料の安定供給の確保や農業の生産性の向上を図っていく上で極めて重要であり、農業インフラを適切に保全管理することは必要不可欠である。

こうした中、高い公共性・公益性を有する農業水利施設の維持管理を担っている土地改良区では、農業水利施設の老朽化等による維持管理費の増大や近年の自然的、社会的、経済的な情勢変化の影響を受け、運営状況がひっ迫していることから、**農業水利施設を管理する土地改良区の運営基盤強化を支援する仕組みを構築**すること。

本県では、標準耐用年数を超過するなど老朽化した農業水利施設が数多く存在することから、今後も補修・更新事業の整備が効率的に進められるよう「**水利施設等保全高度化事業**」及び「**農村地域防災減災事業**」の実施計画や機能保全計画の策定について、令和7年度までとなっている国の定額補助を継続すること。

「農業農村整備の集い」が開催されました

— 農を守り、地方を創る予算の確保に向けて —



二階全国水土里ネット会長 主催者挨拶



小里農林水産大臣 来賓祝辞

去る11月5日(火)、東京都千代田区シェーンバッハ・サポー(砂防会館別館)において、「農業農村整備の集い」が開催され、小里農林水産大臣をはじめ、衆参両院の国会議員、全国からの土地改良関係者1,200人余りが参集しました。県内からは加藤理事(木曾岬町長)をはじめ12人が参加しました。

開会にあたり、主催者を代表して二階全国水土里ネット会長より挨拶があり、現在、来年度の予算編成が進んでおり農家の方々に期待を持って、また安心して働いていただく環境をつくるため、我々は十分な土地改良予算確保に向けて一致団結して闘う必要があること、男女共同参画も進展し、本日たくさんの女性に参加いただいた。土地改良団体の体制強化に向け男女ともに一致団結してしっかり取り組んで行こうと呼びかけられました。次に小里農林水産大

臣、城内経済安全保障担当大臣、森山自民党幹事長、西田公明党幹事長、宮崎参議院議員(全国水土里ネット会長会議顧問)、進藤財務大臣政務官(全国水土里ネット会長会議顧問)が来賓として祝辞を述べられました。

続いて、来年度全国土地改良大会開催県である水土里ネット佐賀の田島会長より財務省や農林水産省への要請書(案)が朗読され、全会一致で採択されました。その後、水土里ネット石川の前寺副会長より能登半島地震及び豪雨災害による被害と復旧状況について報告があり、全国水土里ネット女性の会の西会長の「ガンバロウ三唱」で盛会のうちに閉会しました。

「農業農村整備の集い」終了後、参加者は衆参議員会館に県選出の国会議員他を訪問し、決議された要請書により要請活動を行いました。



城内経済安全保障担当大臣 来賓祝辞



森山自民党幹事長 来賓祝辞



西田公明党幹事長 来賓祝辞



宮崎参議院議員(全国水土里ネット会長会議顧問) 来賓祝辞



進藤財務大臣政務官(全国水土里ネット会長会議顧問) 来賓祝辞

第46回 全国土地良大会 千葉大会が開催されました

～ふさの国から飛び立て 水土里の恵み 力強く 未来に繋ごう水土里の礎～



大会の様子



主催者挨拶を述べる二階全国水土里ネット会長



開会挨拶を述べる森水土里ネット千葉会長



祝辞を述べる進藤全国土地改良事業団体連合会会長会議顧問



祝辞を述べる宮崎全国土地改良事業団体連合会会長会議顧問

去る10月22日(火)に千葉県千葉市の幕張メッセにおいて、全国土地改良事業団体連合会、千葉県土地改良事業団体連合会の主催で、『ふさの国から飛び立て 水土里の恵み 力強く 未来に繋ごう水土里の礎』をテーマに、第46回全国土地改良大会千葉大会が開催され、全国から農業農村整備事業関係者約4,600名(三重県からは50名が参加)が参集しました。

式典では、開催県である千葉県土地改良事業団体連合会の森会長の開会挨拶で始まり、次に主催者を代表して全国土地改良事業団体連合会の二階会長より「水土里の礎を未来へ引き継いでいくことを誓い、『闘う土地改良』の精神でさらなるご尽力を。」と力強い挨拶がありました。その後、熊谷千葉県知事、神谷千葉市長の代理として橋本副市長から歓迎の言葉を受け、小里農林水産大臣の代理として青山農林水産省農村振興局次長、桜田前衆議院議員、全国土地改良事業団体連合会会長会議顧問の進藤参議院議員、宮崎参議院議員から祝辞をいただきました。

引き続き行われた土地改良事業功績者表彰では、農林水産大臣表彰6名、農村振興局長表彰16名、全国土地改良事業団体連合会長表彰41名が受賞され、本県からは、明和土地改良区・櫛田川祓川沿岸土地改良区の南野理事長が農林水産省農村振興局長表彰を、白江野土地改良区の桐生理事長が全国土地改良事業団体連合会長表彰を受賞されました。

授賞式終了後は、青山農林水産省農村振興局次長から「乗り越え、受け継ぐ土地改良」と題して、基調講演をされました。次に優良事例紹介として篠本新井土地改良区の

伊橋理事長から「集落営農型基盤整備」(基盤整備と共に進める集落ぐるみの営農)と題して発表がありました。

最後の大会宣言は、小糸川沿岸土地改良区の坪田主事と東葛北部土地改良区の小沼主事補により『「ふさの国から飛び立て水土里の恵み、力強く未来に繋ごう 水土里の礎」の大会テーマのもと、農業・農村の重要性を共有し、水土里の礎を力強く未来に繋いでいく事を、今、私たちは誓います。』と高らかに宣言されました。

そして、次回大会が佐賀県で開催されることが紹介され、佐賀県土地改良事業団体連合会田島会長へ大会旗が引き継がれ、盛会のうち閉会しました。

式典翌日の現地視察は、県内の八千代市に位置する印旛沼開発事業により印旛沼の水位を調整し、東京湾への排水を行い、洪水被害から地域を守っている「大和田排水機場」を関係者の説明を受けながら視察しました。

来年は、10月15日に佐賀県の「SAGAアリーナ」で開催される予定です。



事業視察の様子(大和田排水機場)

令和6年度

土地改良区体制強化事業 技術実践向上研修会開催

去る11月19日(火)三重県総合文化センター生涯学習センター4階大研修室において、東海農政局、三重県の担当者を講師に招き、令和6年度土地改良区体制強化事業技術実践向上研修会を開催し、市町、水土里ネットで設計・積算・施工管理業務に携わっている担当者66名が受講しました。この研修は、土地改良区体制強化事業の一環として位置付けられており、農業農村整備事業の円滑な実施を図るための基礎的、専門的な知識を習得することにより、技術力をさらに向上させることを目的に開催しました。

始めに主催者の本会中村事務局長より開会挨拶があり、その後研修に入りました。

まず、東海農政局 農村振興部 設計課 田中事業調整室長より「農業農村整備事業を取り巻く最新の動向と施策」と題して、講義を受けました。改正された食料・農業・農村基本法のポイントとして、基本理念「食料・多面的機能」、「農業」、「農村」を3つに分け、さらに6項目に分けられたポイントについて具体的な施策(拡充や新設)や今後の農業農村整備の展開方向について図表や数値を交えて説明がありました。

次に、東海農政局 農村振興部 設計課 谷本工事検査官より「会計検査の動向と工事監督員の基礎知識」と題して講義を受けました。会計検査の目的、スケジュール、検査結果の分析などの全般的な内容、そして具体的に令和4年度決算時の検査報告や近年の指摘された事項、特に令和6年次の実地検査での指摘事項、その指摘された原因とその対策について詳細に解説されました。また、工事監督員としての心得、そして実際に現場で発生した事故事例とその防止対策を紹介されました。

休憩を挟み、東海農政局 土地改良技術事務所 佐藤専門技術指導官より「農業農村整備における情報化施工及

び3次元データの活用」と題して、講義を受けました。

情報化施工技術による生産性向上効果としては、現場整備工事における現場作業や施工管理に係る作業日数が4割も削減されたことが紹介されました。情報化施工として、UAV(ドローン等)やGNSS(衛星測位システム)を活用することは、スマート農業においても活用できる技術であり、基盤整備の段階から営農段階までの連携を見据えて技術導入することで、農業の生産性がさらに向上できると力説されました。

次に、三重県 農林水産部 農地調整課 用地班 内田主幹兼係長より「土地改良法の改正動向について」と題して、講義を受けました。

食料・農業・農村基本法の改正に伴い食料・農業・農村基本計画が改定される予定で、土地改良法の見直しも進み、そのなかで土地改良区が中心となる末端インフラの維持管理施策として、関係者が連携して農業水利施設等の保全に取り組む「水土里ビジョン(仮称)」の策定について詳細な説明がありました。

そして、三重県 農林水産部 農業基盤整備課 国営調整水利班 田岡係長より「農業水利施設の長寿命化対策について」と題して、講義を受けました。全国での農業水利施設の老朽化状況、老朽化による突発事故が紹介され、このような状況下、いかに施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減を図る取組みの方向性を示されました。そして、国の補助事業である水利施設整備事業を紹介され、県内各地で実施されている事例地区を紹介されました。

午後からの半日研修でしたが、国や県からの情報提供で幅広く濃い科目となり、各科目パワーポイントを用いた分かりやすい講義となり、受講者は絶えずメモを取りつつ、講義を聞き入っており、有意義な研修となりました。



本会中村事務局長 開会挨拶



東海農政局 農村振興部 設計課 田中事業調整室長



東海農政局 農村振興部 設計課 谷本工事検査官



東海農政局 土地改良技術事務所 佐藤専門技術指導官



三重県 農林水産部 農地調整課 用地班 内田主幹兼班長



三重県 農林水産部 農業基盤整備課 国営調整水利班 田岡係長



研修会の様子



研修会の様子

令和6年度 総合整備推進研修（会計研修） 開催

去る11月27日（水）に三重県教育文化会館5階大会議室において、令和6年度総合整備推進研修（会計研修）が全国水土里ネットの主催で開催され、県内の土地改良区会計担当役員62名が出席しました。

今回の研修会は、貸借対照表の作成・公表が義務化されたことに伴い、財務諸表等を有効活用し複式簿記の定着を図ることを目的として土地改良区体制強化事業に基づき実施されたもので、全国水土里ネット担当者が講師となり、昨年引き続き開催されました。

研修では、午前中に全国水土里ネット支援部の金内主

査より財務諸表の作成手続きやチェックポイントについて説明を受け、昼食を挟み午後からは同部の田中主幹より会計処理事例の紹介とその対応策、続いて金内主査より今後土地改良区での導入が検討される財務分析の視点や活用事例について紹介がありました。

複式簿記会計が定着することにより、今後は財務諸表を土地改良区の安定的な運営に向けての判断材料として活用していくため、日々の会計処理の重要性を再認識できる非常に有意義な研修でした。



全国水土里ネット 支援部 田中主幹



全国水土里ネット 支援部 金内主査



研修会の様子



研修会の様子

時間	研修科目	講師（敬称略）
10:05～12:00 (115分)	財務諸表等の作成手続き (基礎編・実践編)	全国土地改良事業団体連合会 支援部 主査 金内琴美
13:00～13:40 (40分)	会計処理事例紹介	全国土地改良事業団体連合会 支援部 主幹 田中克哉
13:50～15:00 (70分)	財務諸表等を活用した財務分析の方法及び 財務分析活用事例紹介	全国土地改良事業団体連合会 支援部 主査 金内琴美

令和6年度 統合整備推進研修（基礎研修） 開催

去る12月5日（木）三重県教育文化会館5階大会議室において、令和6年度統合整備推進研修（基礎研修）が全国水土里ネットの主催で開催され、全国から75名（県内から33名）が出席しました。

この研修会は、土地改良区体制強化事業に基づき、土地改良区の統合整備を推進する人材の育成を図り、土地改良区の体制強化に資することを目的に開催され、全国を2ブロック分けて、東ブロックは三重県、西ブロックは山口県で開催されました。

主催者である全国土地改良事業団体連合会 支援部 保倉主事の進行のもと、始めに開催県である本会藤本専務理事より開会挨拶があり、その後研修に入りました。

まず、全国土地改良事業団体連合会 支援部 飯田参与より「土地改良区の統合整備の推進について」と題して、講義を受けました。

土地改良区の統合を推進するために、土地改良区の現状と課題を報告され、将来的に土地改良区が求められるものと課題を解消するための手段として合併することを提案され、その課題と対策・効果を説明されました。そして合併事例地区を紹介され、課題及び解決に至った経緯、ポイント、合併の効果、合併後の課題について細かく解説がありました。

次に、全国土地改良事業団体連合会 支援部 市村部長より「土地改良区の合併推進に資する滞納処分について」と題して、講義を受けました。滞納処分を規定する法令体系として土地改良区の理事が、地方税の滞納処分の例に則り県知事の認可を受けてその処分をすることができることやその他の地方税においても滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によることを力説されました。最後

に、滞納処分の手続き・留意事項についての主な注意点を説明されました。

昼休みを挟み、農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課 鈴木組織企画係長より「土地改良区関係予算及び土地改良法の見直しの方向について」と題して、講義を受けました。現段階においての平成7年度の農業農村整備事業の予算概算要求と改正された食料・農業・農村基本法に踏まえた農業農村整備の展開方向について説明があり、特に土地改良法の見直し方向と土地改良施設の保全に取り組むための構想「水土里ビジョン（仮称）」の策定について重点的に説明されました。

次に、綴喜（つづりき）西部土地改良区（京都府）相馬事務局長より「土地改良区の合併事例発表」と題して、講義を受けました。地区重複の解消と維持管理体制の一元化を第一に大住土地改良区と吸収合併した経緯、合併により農家負担が軽減されたことなど合併するまでの苦労話を交えて説明されました。そして、茨城県土地改良事業団体連合会 県北事業所 換地課 監物参与から「合併推進と財産管理制度について」と題して、講義を受けました。土地改良区では、近年相続人が明らかでない農地（未相続農地）や所有者の所在が明らかでない農地（所有者不明農地）が多く見受けられ、土地改良区の運営や合併に大きな支障が生じてきております。その対策として財産管理制度を活用することで解決でき、その手続きとそのポイント事項について記載例を交えて説明されました。

統合整備の推進、滞納処分や財産管理制度など再認識できる濃い内容となり、出席者は講師が用意したパワーポイントのスクリーンを見つつ、絶えずメモを取り、講義を聞き入っており、有意義な研修となりました。



本会藤本専務理事 開会挨拶



全国土地改良事業団体連合会 支援部 飯田参与



全国土地改良事業団体連合会 支援部 市村部長



農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課 鈴木係長



綴喜西部土地改良区 相馬事務局長



茨城県土地改良事業団体連合会 県北事業所 換地課 監物参与



研修会の様子



研修会の様子

「みえ水土里ネット女性の会」農業農村整備事業現地研修会が開催されました (併催：東海ブロック水土里ネット女性理事等意見交換会)

「みえ水土里ネット女性の会」では、去る10月28日(月)に活動の一環として、農業農村整備事業現地研修会を愛知県で開催し、県内水土里ネット、三重県、水土里ネットみえの女性役職員53名が参加しました。

今回は、全国水土里ネットから、女性理事の更なる登用に取組むために、全国的なネットワークを構築・活用し、理事業務の一助となるよう各ブロックで意見交換会の開催依頼があり、本年度の東海三県土連のブロック当番県が愛知県であるため、「東海ブロック水土里ネット女性理事等意見交換会」(以下 意見交換会)と併催し、東海三県から女性役職員等134名が参加し、各テーマに沿って意見交換と情報交換を行いました。

まず、愛知県小牧市のルートイングランティア小牧において、意見交換会が水土里ネット愛知の酒井総務部長の

進行のもと進められました。

初めに、主催者である水土里ネット愛知の中根専務理事の開会挨拶があり、その後基調講演に移り、東海農政局企画調整室 秋田調整官より、「日本の食料安全保障について」と題して講演していただきました。食料・農業・農村基本法の改正では食料安全保障に対する課題からその対策を講じるために食料供給困難事態対策法が制定され、その経緯、主な措置等について講演されました。参加者は、絶えずメモを取りつつ熱心に耳を傾けていました。

講演後、あいち水土里ネット女性の会の加藤会長の進行のもと意見交換会に移り、テーマについて、みえ水土里ネット女性の会の末松会長、ぎふ水土里ネット女性の会の波能(はのう)会長、水土里ネット愛知の功刀(くぬ



秋田調整官による基調講演の様子



末松会長「食料の安全保障について」



波能会長「土地改良の発展のために必要なこと」



集合写真



功刀理事「女性の理事登用への障害、印象について」

ぎ)理事よりテーマについての意見をそれぞれ発表され、それを参考に与えられたテーマについて各テーブルで意見交換を行いました。テーマについては事前にアンケートを実施しており、その回答(意見)を交えながら各テーブルで活発な意見交換が行われました。

模な頭首工(土砂吐、固定堰)の施設や取水施設(取入口、導水路、取入れ水門)を見学させていただいたことでより理解を深めることができました。

今回は、女性の会設立後3回目の現地研修会となりましたが、県内だけでなく県外の水土里ネット関係職員との交流ができる場となり、貴重なコミュニケーションの場の提供となりました。

事務局としては、今回は、東海三県での合同開催であったため、県内の水土里ネットに関係する参加者にとっては、管内、県内を越えた交流ができ、有意義で貴重な情報交換の場の提供となりました。

なお、来年度は岐阜県内での開催を予定しております。

意見交換会后、ピュッフェ形式による昼食となり、参加者は食事を楽しみながらテーマに関係なく、日頃の組合員からの相談や苦情などのよくある業務での対応策や苦労話の情報交換ができ、有意義な交流の場となりました。

昼食後、愛知県犬山市にある犬山頭首工に移動し、東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所の田中施設管理調整官の説明のもと現地研修を行いました。

犬山頭首工は岐阜県と愛知県の二県にまたがっており、管理にあたっては上下流の治水や上水等で関係機関との調整が必要不可欠であり、それに伴う技術的な配慮を必要とすることから、管理事務所が設置され、日常の維持管理業務を行っています。座学後、事務所の屋上から頭首工施設の全景を眺めながら、施設の詳細な説明や日常の維持管理業務の説明を受けました。実際に大規



犬山頭首工での座学の様子



頭首工見学の様子



犬山頭首工



三重の土地改良アラカルト

県営ため池等整備事業 砂方池地区について

1. はじめに

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設であり、多くの農業用ため池は江戸時代以前に築造され利用されてきました。

一方で、近年の頻発化・激甚化する豪雨や近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震等により、堤体が決壊した場合、農地だけでなく人家や公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある農業用ため池について、自然災害に備えた防災対策が急務となっています。

三重県では、令和6年3月に改定した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」における防災工事等推進計画に基づき、計画的に防災工事を実施しています。

今回は、令和5年度に防災工事が完了した、御浜町にある、砂方池地区について紹介します。

2. 事業概要

砂方池は御浜町の北東部に位置し、このため池を用水源としたかんがい受益は6.8haとなっています。

今後も地域の用水源として、ため池を安全に活用していくため、平成25年度に耐震調査を実施した結果、堤体の上下流ともに大規模地震に対して所定の安全率を満たしていないことが判明しました。

これらの状況を踏まえ、令和2年度から防災事業を開始しました。

事業概要は以下のとおりです。

- ・総事業費 257,000千円
- ・事業工期 令和2年度～令和5年度
- ・事業内容 堤体工 L=94m
取水施設工 一式
洪水吐工 一式

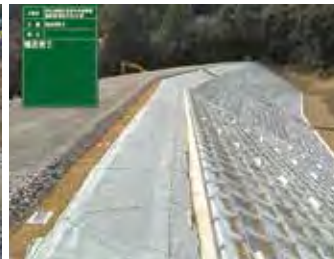
3. 現場紹介

(1) 堤体工

堤体の上下流とも、押さえ盛土を行うことにより、耐震性を確保しました。また、安全対策として池に転落した際に這い上がりやすいよう堤体上流側には突起のついた張ブロックを使用しました。



堤体盛土転圧状況



張ブロック施工完了

(2) 取水施設工

老朽化が著しかった斜樋については、緊急放流施設を兼用した構造としました。また、底樋については、プレキャスト製品を使用し、工期短縮を図りました。

(3) 洪水吐工

整備前の洪水吐きの大きさでは200年に1回程度の確率で発生する大雨に耐えられないことから、従来の直線堰と比べ格段の放流能力を有する越流部がジグザグ形状をしたラビリンス堰による整備を行いました。



取水施設と底樋



洪水吐(ラビリンス堰)

4. おわりに

三重県内では令和6年度に27箇所の農業用ため池で防災対策を進めており、本年度中に4箇所で防災対策の効果が発現する見込みです。令和7年度からは、新たに3箇所のため池で防災工事に着手するなど、引き続き、計画的にため池防災工事を進めてまいりますので、関係市町や地元関係者のみなさまにはご理解とご協力をお願いいたします。



整備前



整備後

こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です

日頃は「ため池保全サポートセンターみえ」の活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（ため池管理保全法）」や「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池工事特措法）」が施行され、現在、県や市町により計画的に農業用ため池の調査や整備が進められていますが、必要な整備が完了するには多くの時間と費用を要します。

また、農村地域の都市化・混住化に伴い、ため池への転落事故の危険性が増し、痛ましい水難事故が毎年発生しています。池や施設に通常有すべき安全性を欠くような不備があり、それにより事故が発生した場合、被害者や遺族等から管理者や所有者に対して、損害賠償を求める訴訟が提起される場合もあります。

農業者の減少や高齢化等により、ため池利用者を中心とする管理組織の弱体化が懸念されています。農業用水の安定的な確保やため池決壊等の災害や水難事故発生を未然に防ぐため、草刈りや池や施設の変状・異常の有無等の点検などの適切な維持管理が必要であり、管理体制の強化が求められています。

①災害に備えましょう

- ため池の監視人は決まっていますか。
- 非常時の通報や避難の対策は十分ですか。
- 土のうやブルーシートなど、応急資材は準備できていますか。
- 草刈りや点検を定期的に行っていますか。
- ため池に破損箇所や漏水箇所はありませんか。
- 漏水量に変化はないですか、濁っていませんか。
- ため池に土砂や流木が堆積していませんか。
- 洪水吐に土のうや板などを置いて、無理な貯水をしていませんか。



施設点検の様子

【災害や水難事故に備えましょう】

「ため池保全サポートセンターみえ」によるパトロールや管理者の方々からの相談を踏まえ、以下について、いま一度、確認をお願いします。

ため池の管理や保全について、相談がありましたら、「ため池保全サポートセンターみえ」までお問合せください。

②水難事故に備えましょう

- 進入口は施錠されていますか。
- 進入防止柵や転落防止柵はありますか。
また、破損していませんか。
- 警告看板はありますか。
- 看板の字は、小さな子どもでも読めますか。
- 通学路や住宅地等に近いため池は、危険性が高いことを住民等に周知していますか。

【管理者研修会を随時開催しています】

「ため池保全サポートセンターみえ」では、ため池管理者の方々に「日常管理」や地震、頻発・激甚化する豪雨等の「非常時の対応」を適切に実施していただけるよう、職員が地域にお伺いして管理に係る留意事項やポイントをわかりやすく説明する「研修会」を随時開催しています。

新たに管理者になられた方やこれまでに研修会を受講された方も繰り返し受講いただくことが効果的と考えますので、研修の受講経験を問わず、研修会の開催を希望される方は、各市町担当課又は「ため池保全サポートセンターみえ」までご連絡いただきますようお願いいたします。



管理者研修会の様子

ため池保全サポートセンターみえ

相談窓口

月曜 AM・木曜 AM

TEL.059-224-3555 FAX.059-225-7332

〒514-0006 津市広明町 330 番地

多面的機能支払(農地・水・環境保全向上対策)の紹介

多面的機能の維持・発揮活動 第15回みえのつどいを開催しました



野呂副知事挨拶

令和6年12月21日(土)三重県総合文化センターにおいて、『みんなでつなごう、地域の絆』をテーマに「第15回みえのつどい」を三重県、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会の主催で開催しました。

今回も多く活動組織の方々や県内外の関係者約1,000名にご出席いただき、全体会では野呂副知事による



宮崎顧問挨拶

主催者挨拶の後、全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会宮崎顧問、東海農政局秋葉局長、三重県議会稲垣議長からご祝辞をいただき、その後、保全活動により一層取り組んでもらうことを目的として、5年ぶりとなる優秀活動表彰が行われ、各部門に応募のあった活動組織の中から、4部門4組織が受賞されました。



優秀活動組織



優秀活動表彰の様子

部 門 名	活 動 組 織 名	市 町 名
施 設 部 門	茅 原 田 推 進 委 員 会	鳥 羽 市
農 村 環 境 部 門	清し有田佐田沖環境保全会	玉 城 町
コ ミ ュ ニ テ ィ 部 門	子 安 の 里 の 会	紀 宝 町
地 域 共 同 活 動 部 門	肱 江 の 里 を 守 る 会	桑 名 市



その後、基調講演では「遊休農地の活用方法」と題して株式会社マイファーム 代表取締役 西辻一真氏より「自産自消」の考え方や農業の多面性を活かした事業の展開について講演があり、全体会は終了しました。

基調講演の様子

休憩後、参加者は各テーマごとに3つの分科会の会場へ分かれて研修を受けました。

第3分科会では「田んぼダムに関心のある多面的機能支払活動組織の特徴」について三重大学 生物資源学部 相場流氏より昨年度実施したアンケート調査の結果から考察される今後の田んぼダムのあり方について発表していただきました。

第1分科会では「ありたい姿から始める農村 RMO」をテーマに弘前大学大学院 地域社会研究科の平井太郎教授より地域づくりの進め方、共感の連鎖について講演していただきました。



第3分科会の様子



第1分科会の様子

第2分科会では『未来型田舎の創造！』～ICT化の取り組み～をテーマに農業生産法人有限会社夢前夢工房の衣笠愛之代表より草刈ゼロ化と獣害対策、ICTの活用事例について講演していただきました。

また、レセプションルームでは農業に関する最新の技術や製品を紹介する企業のPR 展示コーナーを、セミナー室 A では安全研修・組織運営・補修技術研修映像の上映会、セミナー室 B では地域を越えた交流の場を提供する目的でのフリートークスペース「しゃべり場」をそれぞれ設置し、参加者は時間の合間を見計らって各ブースを巡っていました。

上記の内容をもって「第15回みえのつどい」は盛会裏に終了しました。今後もこうした「みえのつどい」の場を通じて、県内の農地・水・環境の良好な保全活動を支援してまいります。



第2分科会の様子



大ホールロビーの様子

報告

桑名・四日市支部 先進地視察研修

去る9月24日(火)～25日(水)に桑名支部と四日市支部の合同で先進地視察研修を開催し、総勢33名が参加しました。

本年度の視察テーマとして、近年の両管内では、農業用水路のパイプライン整備後30年以上経過している地区が多く、年々老朽化による破損事故が多発しており、更新整備を進めることが逼迫の課題となっていることから、先進的な更新事業と農業水利施設等の維持管理状況について、また農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地の増加等が深刻化するなか、地域農業を持続的に守るため、ほ場の大区画化やパイプライン化による先進的なスマート農業やICTを活用した継続管理の省力化や生産性向上への取組みについて研修を行いました。

初日は、滋賀県草津市の「草津用水土地改良区」において、パイプラインの老朽化に伴う更新事業と農業用水施設等の維持管理状況について研修を行いました。

草津市の農業は古くから用水源に乏しく、かつては小規模なため池や山からの伏流水などわずかな水源から農業用水を取水していたため、しばしば干ばつに見舞われ、生産性も低い水田状況でした。

このため、琵琶湖を水源とする逆水計画の声が上がりましたが、大規模となるため実現までには至りませんでした。しかし、昭和29年の草津市誕生を契機に、昭和33年に県営草津用水土地改良事業が計画・着手され、同時期に草津用水土地改良区も誕生し、事業の推進に重要な役割を果たしてきました。

そのような背景から、草津用水土地改良区は多数多種の農業水利施設を維持管理しており、その様な中でパイプラインの老朽化に伴う更新事業を計画実施し、既設管路より口径の小さい更新管を順次挿入し、既設管と更新管の隙間に裏込め材を充填していくパイプインパイプ工法を用い整備しました。この工法は非開削であることか

ら既設管の撤去が不要なため、新設改修するよりコスト削減され、工期短縮もされるというメリットがありました。

説明を受けた参加者からは、口々に今後の更新事業での参考にしたいとの声が上がっていました。

2日目は、京都府南丹市「農事組合法人 木喰(もくじき)の郷もろはた」において、ほ場の大区画化整備後の集落営農でのスマート農業、ICTを活用した水管理や6次産業等の取組について研修を行いました。

「農事組合法人木喰の郷もろはた」では、大区画化された農地を守り耕作放棄地を出さないことを目標に掲げ、離農者の農地の受け皿になっていました。現在では整備された大区画ほ場を効率的に営農するため、水稻の直播栽培やスマート農業など新しい技術に積極的に取り組んでいます。例えば、直進アシスト田植え機の導入によりオペレーターの作業が軽減され、ICTを利用した多機能型自動給水機を導入したことによる水管理労力の削減などの取り組みが挙げられ、農家の負担軽減が生産性の向上へと繋がっていました。

説明後、現地研修となり、水田の方へ移動し、実際に遠隔操作する水管理システムや地下水水位制御システム(FOEAS)について見学させていただいたことで、取り組みについてより深く理解することができました。

両日共に、管内の営農で抱えている課題に繋がるためか、参加者は時間が経つのも忘れるほど視察先の担当者と活発な意見交換を行い、非常に有意義な視察研修となりました。



農事組合法人「木喰の郷もろはた」の説明の様子



草津用水土地改良区での説明の様子



現地での水管理システムの見学の様子



桑名支部集合写真



四日市支部集合写真

報告 松阪支部 先進地視察研修

三重県土地改良事業団体連合会松阪支部先進地視察研修を去る10月10日(木)~11日(金)に管内県、町、土地改良区の役職員16名が参加し、土地改良区が行っている先進的な取組みについて、循環型農業、スマート農業実証プロジェクトの取組み状況とパイプライン維持管理に通信技術(ICT)を活用した取組み状況について視察研修を実施しました。

初日は、福井県小浜市にある「株式会社 若狭の恵」で行いました。

前野代表より株式会社若狭の恵みを設立された経緯、資源を循環させ環境負荷の軽減を目指した循環型農業への取組み、官民一体で組織された「小浜市若狭の恵スマート農業実証コンソーシアム」で取り組んでいるスマート農業実証プロジェクトの今までの実証実験経過及び結果等に

ついてパワーポイントを活用しつつ、配布された資料をもとに、取組み途中での苦労話など交えて説明されました。

二日目は、福井県坂井市にある「九頭竜川鳴鹿土地改良区」で行いました。

同土地改良区の野坂行政専門官より土地改良区の運営状況、施設の維持管理状況、さらに緊急時の管理体制を懇切丁寧に説明され、引続き水管理省力化を目的に通信技術を活用したICT化実証試験に取り組んだ経緯やそしてその効果として給水栓操作時間が短縮され、労働力軽減が図られ、さらにICT化が進んでいることを説明されました。

二日間とも参加者にとって、先進的な事例であったため、担当者からの説明を熱心に聞き入り、質疑応答も活発になされ有意義な研修会となりました。



株式会社 若狭の恵での説明の様子



説明される前野代表



九頭竜川鳴鹿土地改良区での説明の様子



説明される野坂行政専門官

報告 東紀州支部 先進地視察研修

三重県土地改良事業団体連合会東紀州支部先進地視察研修を去る11月14日(木)～15日(金)に管内県、市町、土地改良区の役職員12名が参加し、樹園地におけるパイプラインの維持管理状況と農地整備された樹園地について視察研修を実施しました。

初日は、静岡県浜松市にある浜名湖北部用水土地改良区で行いました。

まず、同土地改良区の加茂総務課長より土地改良区が行っている業務内容として、運営状況、施設の維持管理体制や方法、特に緊急時の管理体制を中心に説明され、引き続き静岡県西部農林水産事務所の生熊班長より県内屈指のミカン産地である三ヶ日地区を対象に柑橘産地生産強化基盤整備プロジェクトの立ち上げ経緯と現在の取組み状況について説明を受けました。共にパワーポイントを活用した説明であったので、参加者は、手元の資料にも目を落とさず説明を聞き入っていました。

二日目は、静岡県静岡市にある清水農業協同組合（JAしみず）で行いました。

同組合の山下農地基盤整備部長よりJAしみずが農業農村整備事業の事業主体となり、関係者、関係機関と調整をしつつ、事業着手から事業完了まで一連の手続きを含め工事までサポートした内容を説明され、その中で特に組合員にとって創設非農用地による地元負担・組織運営費の軽減、さらに新東名高速道路の建設時に発生した建設土残土を受入れ土として活用し工事費のコスト削減など地元農家にとって負担軽減となる方法を検討しつつ取り組んだことやその時の苦労話を交えながら説明を受けました。

座学後、現地へ移動し農地整備が完了した樹園地を視察しました。現地では参加者がおのおの担当者と意見交換が交わされていました。

両日とも、参加者は、各担当者から分かりやすい説明に聞き入っており、質疑応答も活発に行われた有意義な研修会となりました。



浜名湖北部用水土地改良区で説明を受ける参加者



説明される浜名湖北部用水土地改良区加茂総務課長



清水農業協同組合（JAしみず）で説明を受ける参加者



説明される静岡県西部農林水産事務所生熊班長



説明される清水農業協同組合（JAしみず）山下農地基盤整備部長



現地で説明を受ける参加者



本会は、令和6年12月2日～26日にかけて 能登半島地震における災害応援に職員を派遣しました

昨年1月に発生した能登半島地震からの早期の復旧・復興に向けて、水土里ネットいしかわから応援派遣の依頼があり、各都道府県水土里ネットから職員が派遣されています。

本会から12月2日から13日まで事業部 ため池整備課

川口凌矢技師、12月16日から26日まで同部 農村整備課 澤田拓郎主任が派遣され、甚大な被害を受けた石川県志賀町へ本格的な復旧に向けた事務手続き（増高申請書類作成）の応援を行いました。

第68回通常総会の開催について

日時：令和7年3月21日（金）

場所：津市 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃会場



第47回 全国土地改良大会
佐賀大会

水を利用して土を活かす さがで語ろう 郷里の未来

2025.10.15 水
会場 | SAGAアリーナ



お問合せ

全国土地改良大会推進室

TEL：0952-20-5536 FAX：0952-24-6221
MAIL: saga47taikai@midorinet-saga.jp

佐賀県土地改良事業団体連合会（水土里ネットさが）

〒840-0811 佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
土地改良会館4F
TEL：0952-24-6268 FAX：0952-24-6221



夢ある農村づくり

みどり
水土里ネット みえ

三重県土地改良事業団体連合会

〒514-0006 津市広明町330番地

FAX.059-225-7332

URL <http://www.miedoren.or.jp>

業務推進室 (3F)

TEL.059-226-4824

総務部 (3F)

企画総務課

財務会計室

TEL.059-226-4824

事業部 (2F・4F)

農村整備課 (2F)

TEL.059-226-4825

ため池整備課 (4F)

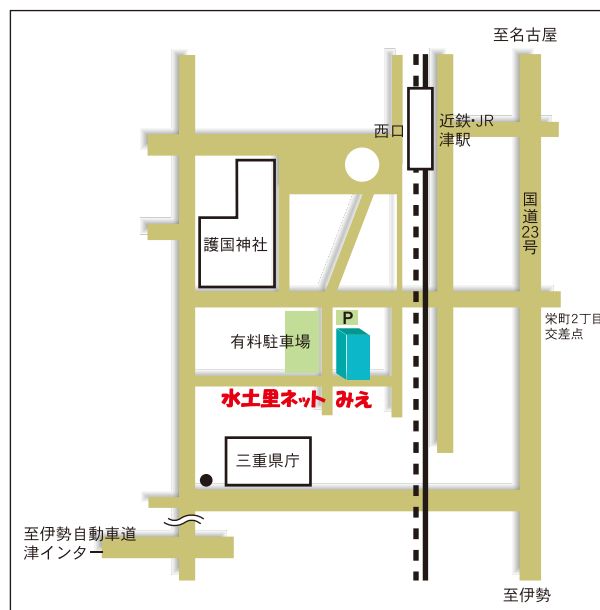
TEL.059-226-4829

ため池サポートセンター室

TEL.059-224-3555

施設管理課 (4F)

TEL.059-226-4829



近鉄・JR …… 津駅西口より徒歩5分

自動車 …… 伊勢自動車道 津インターより10分



水土里ネットみえ
QRコード



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。